「トランポリン公認審判員規程」の周知ならびに講習会開催のご案内

※ 公認審判員資格「資格保留」・「資格降格」にも関わるご案内ですのでご留意ください

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

既に周知の通り、本年1月1日の国際体操連盟(FIG)の採点規則改訂に伴い、本会による「トランポリン 採点規則」も改訂されております。本件に伴い、原則として、全ての審判員資格保有者に改定後の採点規則の 講習受講の義務があることを改めて周知いたします。

公認審判員制度の詳細は、本会「トランポリン公認審判員規程」をご査収いただければと存じますが、概要を下記の通りお知らせいたします。

【1種・2種公認審判員 資格保有者 「規程第5条(3)」による】

本会主催・共催大会において審判業務を行うことのできる審判員であるため、講習受講がなされない場合「資格保留」ないしは「資格降格」の対象となりますので必ず講習会を受講してください。

【3種・4種公認審判員 資格保有者 「規程第5条(4)」による】

受講がなされなくとも「資格保留」、「資格降格」の対象とはなりませんが、連盟大会およびその他地区選手権大会等にて業務を行う場合、講習の受講が必要になります。講習会の未受講まま審判業務を行った場合、公認審判員規程第5条(2)に基づき、処分の対象となりますのでご留意ください。

これまで本件の周知が徹底されなかった点をお詫びいたしますと同時に、上記に基づき、講習会受講義務のある方は、別紙要項のとおり審判講習会・研修会を再度開催いたしますので受講のほどよろしくお願いいたします。本講習会では、今年度実施済みの公認審判員資格認定講習会における再試験対象者向けの再試験も合わせて実施いたしますので合わせて受講ください。

なお、本講習会に都合上参加が不可能な1種・2種公認審判員資格保有者については、本年度に限り「2013 川崎市長杯川崎オープン国際大会兼社会人選手権兼JOCジュニアオリンピックカップ」における審判会議出席(改訂採点規則の説明受講)ならびに審判業務実施をもって講習会受講とみなしますのでお申し出ください。但し、審判員定数に限りがありますので実務実施希望者が多数の場合は、申し出の先着順にて選考させていただきます。

最後に、本講習会終了後より「トランポリン公認審判員規程」に基づき、講習未受講者に対する措 置を徹底してまいりますことを周知いたします。

以上

本件のお申し込み・問い合わせ先

公益財団法人日本体操協会 審判委員会 トランポリン審判本部

メール: trampolinejudge@yahoo.co.jp